見本

婚　姻　届

令和　年　月　日届出

神奈川県座間市長　殿

受理 令和　年　月　日 第　号	発送 令和　年　月　日
送付 令和　年　月　日 第　号	長 印

書類調査	戸籍記載	記載調査	調査票	附票	住民票	通知

届出をする年月日をご記入ください。

昭和、平成のいずれかに〇をしてください。
外国籍の方は西暦で記入し、西暦に〇をしてください。

父母の氏名は生存状況にかかわらず、実父母の氏名をご記入ください。養父母がいる場合は、養父母欄に氏名をご記入ください。
外国籍の場合は婚姻状況にかかわらず、省略しないで全ての氏名をご記入ください。

	夫になる人	妻になる人
(1) 氏名	氏：ざま　名：たろう 座間　太郎	氏：さとう　名：はなこ 佐藤　花子
生年月日	昭和・平成（平成）西暦　元年1月1日	昭和・平成（平成）西暦　2年1月1日
(2) 住所（住民登録をしているところ）	・現在住民登録している住所を記入してください。 ・同日に転入、転居手続きをする場合、新しい住所を記入してください。 ・休日・夜間に届出する場合、住民異動が出来ないので前住所をお書きください。 ※この届書に新しい住所を記入しても住民異動はできません。別途、住民異動届を提出してください。	
	北海道札幌市北区幸町 一丁目1　番地1	神奈川県座間市東原 三丁目2　番地
	筆頭者の氏名　座間　一郎	筆頭者の氏名　佐藤　次郎
父母及び父母の氏名 父母との続き柄	父　座間　一郎　続き柄　長男 母　鈴木　あき子	父　佐藤　一　続き柄　二女 母　佐藤　礼子
（右記の養父母以外にも養父母がいる場合にはその他欄に書いてください）	養父　続き柄　養子 養母	養父　佐藤　次郎　続き柄　養女 養母　佐藤　幸子
(4) 婚姻後の夫婦の氏・新しい本籍	☑夫の氏　□妻の氏 新本籍（左の☑の氏の人がすでに戸籍の筆頭者となっているときは書かないでください） 神奈川県座間市緑ケ丘一丁目1　番地	
(5) 同居を始めたとき	令和元年5月（結婚式をあげたとき、または、同居を始めたときのうち早いほうを書いてください）	
(6) 初婚・再婚の別	☑初婚　再婚（□死別 □離別　年　月　日）	☑初婚　再婚（□死別 □離別　年　月　日）
(7) 同居を始める前の夫妻のそれぞれの世帯の	1. 農業だけまたは農業とその他の仕事を持っている世帯 2. 自由業・商工業・サービス業等を個人で経営している世帯 3. 企業・個人商店等（官公庁は除く）の常用勤労者世帯で勤め先の従業者数が1人から99人までの世帯（日々または1年未満の契約の雇用者は5） 4. 3にあてはまらない常用勤労者世帯及び会社団体の役員の世帯（日々または1年未満の契約の雇用者は5） 5. 1から4にあてはまらないその他の仕事をしている者のいる世帯 6. 仕事をしている者のいない世帯	
(8) 夫妻の職業	（国勢調査の年の4月1日から翌年3月31日までに届出をするときだけ書いてください）	
	夫の職業	妻の職業
その他		

国勢調査の年のみご記入ください。

令和　年　月　日 午前 午後　時　分受領	
夫	□免□旅□住 □個□他□無 （　）
不受理	□有　□無
通知	□要　□不要
妻	□免□旅□住 □個□他□無 （　）
不受理	□有　□無
通知	□要　□不要
使者	□免□旅□住 □個□他□無 （　）
送付	令和　年　月　日

確認	通知

届出人署名（※押印は任意）	夫	座間　太郎　印	妻	佐藤　花子　印

必ず本人が自署してください。

住所を定めた年月日	
夫	年　月　日
妻	年　月　日

連絡先		
	夫	電話　（　）
	妻	電話　（　）

午前8時30分から午後5時15分の間に連絡の取れる電話番号をご記入ください。

記入の注意

鉛筆や消えやすいインキで書かないでください。
この届は、あらかじめ用意して、結婚式をあげる日ま　日が日曜日や祝日でも届けることができます（この場合、宿直等の　容確認等を事前にしてください）。
届書は、1通でさしつかえありません。

証人には成年者2名（親族でも可）が必要です。それぞれ証人になる人が自署してください。証人は夫婦であっても氏は省略しないでください。
なお、証人欄が未記入の場合は受理できませんのでご注意ください。

証人		
署名（※押印は任意）	田中　太郎　印	鈴木　幸子　印
生年月日	大正・昭和（昭和）平成・西暦　45年11月17日	大正・昭和（昭和）平成・西暦　46年2月28日
住所	東京都立川市富士見町 7丁目8番9号	神奈川県座間市東原6丁目5番 7号　東原マンション101号
本籍	東京都立川市富士見町 七丁目8　番地	神奈川県座間市東原 六丁目5　番地

婚姻後の夫婦の氏は、どちらの氏を名乗るのか必ず一方にチェックしてください。
「夫の氏」にチェックした場合、婚姻後の妻が夫の氏を名乗り、夫が筆頭者となります。
「妻の氏」にチェックした場合、婚姻後の夫が妻の氏を名乗り、妻が筆頭者となります。

※チェックをつけた方が戸籍の筆頭者となっていない場合、新しい戸籍が作られます。
⇒新本籍欄に希望する本籍を正しくご記入ください。

※チェックをつけた方が戸籍の筆頭者になっている場合、もう一方がその戸籍に入籍するため、新本籍の記入は必要ありません。
⇒この場合で、本籍を変更したい場合は別途「転籍届」が必要となりますので、市役所戸籍担当までお問い合せください。

□に
外国人と婚姻する人が、まだ戸籍の筆頭者となっていない場合には、新しい戸籍がつくられますので、希望する本籍を書いてください。

再婚のときは、直前の婚姻について書いてください。
内縁のものはふくまれません。

届け出られた事項は、人口動態調査（統計法に基づく基幹統計調査、厚生労働省所管）にも用いられます。

◎署名は必ず本人が自署して

【持参するもの】
・転出証明書（同時に転入届を届け出する場合）
・顔写真付きの身分証明書（運転免許証、旅券、個人番号カード等）
・国民健康保険証（加入者のみ、住所地で届出する場合）
・個人番号カード、住民基本台帳カード（お持ちの方のみ、住所地で届出する場合）